

No. 16 近隣住民の野焼きについて（平成 29 年 10 月受付）

内容	<p>〇〇〇付近から大雨以外の日はほぼ朝、夕方と時間も長く家の中は臭くなる事はもちろん、洗濯物にもにおいがついてたまりません。毎日燃やす物とはいったい何なのか、とても不思議です。土、日曜は特に長いです。朝はほぼ5時半頃には煙があがっています。</p> <p>個人を特定して頂き早急に対処をお願い致します。がまんの限界です。</p> <p>とにかく四方八方で野焼きをしている様に思います。テレビ等でとりあげてもらわないと解決しないのでしょうか。</p>
回答	<p>家庭でのごみの焼却処分は認めておりませんが、法令上では寺社等が歴史や宗教上の行事で行う焼却、農林漁業のための焼却、学校教育のための焼却、刈り取った草木等の軽微な焼却が例外として認められている焼却行為であります。</p> <p>ただし、例外として行われる焼却行為であっても、周辺地域の生活環境に影響を与える可能性がある焼却行為や苦情通報のある場合は、県と町による改善命令や行政指導を行っているところです。</p> <p>ご要望のありました近隣住民の野焼きについても、焼却行為者を特定し、県と連携して行政指導等を行ってまいりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p>